

概要版

第2期

阿見町子ども・子育て支援事業計画

いきいき子育て 楽しい子育て
地域で支える やさしいまち阿見
(令和2～6年度)



令和2年3月
阿見町

1 計画策定にあたって

本町では、平成 27 年度に「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、「阿見町子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

また、全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

このような状況の中、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第 2 期阿見町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「阿見町子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「阿見町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」の内容を引き継ぎ、町が取り組むべき子育て支援の基本目標や方向性を定めるものです。

さらに、「阿見町第 6 次総合計画」を最上位計画とし、「阿見町地域福祉計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画—あみ・あい・ぷらん—」、「あみ健康づくりプラン 21」、「阿見町教育振興基本計画」などの計画との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度～令和 6 年度までの 5 年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第 1 期計画					第 2 期計画				

4

計画の理念

いきいき子育て 楽しい子育て
地域で支える やさしいまち阿見



本町では、子どもが阿見町で生まれてよかったと実感し、親もこのまちで子育てをしてよかったと実感できるように地域で支えるまちづくりを目指しています。

第2期計画においても、目指すべき姿は変わることがないため、第1期計画の基本理念を継承し、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

5

子育て支援施策の展開

『いきいき子育て 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見』の推進にあたり、4つの基本目標を設定し、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 すべての子育て家庭を支える

すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、児童の健全育成を推進します。

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 地域における子どもの居場所づくり
- (4) 子育てに対する経済的支援



基本目標２ 人権、いのち、健康を守る

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を通じた育児支援を推進します。

また、子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- (１) 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援
- (２) 児童虐待防止対策の充実
- (３) 障害児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援
- (４) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (５) 子どもの貧困対策の推進



基本目標３ 子どもの豊かな育ちを支える

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

- (１) 次代の親の育成
- (２) 子どもの「生きる力」の育成に向けた教育環境の整備



基本目標４ 安心して子育てができる生活環境を確保する

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- (１) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- (２) 安全・安心な生活環境づくり
- (３) 子どもの安心・安全確保



6

量の見込みと確保方策

(1) 事業計画における子ども・子育て支援サービスについて

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本章では、これらの事業計画について示します。

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

■子ども・子育て支援サービスの概要図



(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
3～5歳	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所（園） 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定)	
0歳、 1・2歳	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業等
		3号認定 (保育短時間認定)	



国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望を踏まえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の教育・保育の利用実績等に基づき、量の見込みを推計しました。

また、確保方策としては、保護者の就労意向の高まりに伴い、保育需要の増加が見込まれるため、施設の整備を進め入所定員の拡大を図ります。

■教育・保育施設等の量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分		令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	562	563	516	470	434	417
	確保方策	826	818	752	730	720	714
2号認定	量の見込み	591	606	648	691	689	692
	確保方策	653	657	657	743	743	743
3号認定 (1・2歳)	量の見込み	371	367	386	405	416	424
	確保方策	391	395	395	443	443	443
3号認定 (0歳)	量の見込み	58	63	66	70	74	77
	確保方策	120	122	122	131	131	131

量の見込み：将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度のニーズ量（需要量）を表示

確保方策：現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した提供可能な量（供給量）を表示

(3) 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。ニーズに応じて体制を充実していきます。

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業名		内容等
①	利用者支援事業	対象：0～5歳、小学1～6年生 ○基本型：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 ○母子保健型：子育て世代包括支援センター等で、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する事業
②	地域子育て支援拠点事業	対象：0～2歳 公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業
③	妊産婦健康診査	対象：妊産婦 妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業
④	乳児家庭全戸訪問事業	対象：出生時など 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師・母子保健推進員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業
⑤	養育支援訪問事業	対象：児童、保護者、妊婦 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	対象：児童、保護者、妊婦 要保護児童対策地域協議会の連携強化事業
⑥	子育て短期支援事業	対象：0～18歳 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
⑦	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	対象：0～5歳、小学1～6年生 児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業
⑧	一時預かり事業	対象：3～5歳 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）
		対象：0～5歳 保育所（園）その他の場所での一時預かり
⑨	延長保育事業 （時間外保育事業）	対象：0～5歳 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容
⑩	病児・病後児・体調不良児保育事業	対象：0～5歳、小学1～6年生 ○病児対応型：病気やけがの回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う事業 ○病後児対応型：病気やけがの回復期であり集団保育には適していない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う事業 ○体調不良児対応型：保育所に通所している児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	対象：小学1～6年生 仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
	放課後子ども教室	対象：小学1～6年生 小学校全学年を対象として、放課後の安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	対象：保護者 特定教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	対象：事業者 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

7

計画の進捗管理

計画期間中は、子ども家庭課が事務局となり、「阿見町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。



阿見町の子育て情報の詳しい内容は
WEB をチェック！

阿見町 子育て

検索



QRコードに対応したスマホや携帯電話をお使いの方は、こちらのQRコードから簡単にアクセスできます。

第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画 **概要版**

発行年月／令和2年3月

発行・編集／茨城県阿見町 保健福祉部 子ども家庭課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

TEL 029-888-1111（代表）